

『電産本部資料』について

——解説および目録——

河 西 宏 祐

千葉大学教養部研究報告B-11 別刷

1978年11月

報 告

『電産中央本部資料』について

——解説および目録——

社会学教室 河 西 宏 祐

(1978年9月20日受理)

HIROSUKE KAWANISHI

*Institute of Sociology, College of Arts and Sciences,
Chiba University*

The Catalogue of Data about The All Japan
Electric Workers' Union (Densan)

目 次

解 説

- 1 はじめに.....202
- 2 『電産中央本部資料』の発掘.....202
- 3 電産の歴史.....203
- 4 資料整理の経緯.....206
- 5 資料の分類方法.....207

目 録

- A 大会議事録 (1947~1956)209
- B 大会資料 (1947~1959)211
- C 発行文書 (1948~1955)212
- D 情報集 (1947~1955)213
- E 組織部関係資料 (1950~1953)213
- F 賃金関係資料 (1950~1953)213
- G 経営民主化関係資料 (1949~1952)214
- H 中央労働委員会関係資料 (1949~1952)214
- I 法対部関係資料 (1948~1958)214
- J 財政局関係資料 (1949~1953)215
- K 中央本部機関紙 (1950~1958)215
- L 対経営関係資料 (1946~1955)215
- M 中央常任執行委員会関係資料 (1948~1953)216
- N 雑 (1948~1956)218

解 説

1 はじめに

ここに掲げるのは、日本電気産業労働組合（略称、電産）の中央本部（所在地、広島市小町6—37）が機関として所有する資料のうち、それが結成された1946年から中央本部が東京から広島に移された1960年までの間の、すべての資料の目録である。私は、1977年1月から12月にかけてこの資料整理の作業を担当したが、その際に作成した資料目録を、今回、電産中央本部の了承を得て、ここに公表することにした。

電産は1946年の「電産十月闘争」によってその名声を高め、戦後日本の労働運動史上、中心的位置をしめるにいたった。それ以後、電産は「輝ける電産」「新しい秩序の第一列」「巨象」などの数々の尊称を受けつつ、戦後労働運動の牽引車として活躍を続けた。戦後10年間、日本の労働運動は、電産を基軸として展開されてきた、といっても過言ではない。

しかし、それにもかかわらず、これまで、基本資料にもとづく本格的な電産研究がなされたことはなかった。^[1]その意味では、わが国の戦後労働運動史研究は、重大な欠陥を含みながら、約30年を経てきたといわなければならない。なぜ、このような結果になったのか。その最も大きな理由は、電産中央本部が所有していた資料の行方が杳としてわからなかったからである。

私達は、最近、その資料をようやく発見し、それを整理して、本格的な電産研究のための前提条件を整えることができた。本資料は、電産中央本部が機関として所有してきた、同本部関係の現存する唯一の公的資料ブロックであり、量的に膨大なるのみならず、電産の全活動を網羅した完璧なものであり、質的にも第一級の資料的価値を有している。^[2]既に敗戦後30年を数え、戦後も漸く歴史時代に入ろうとし、戦後史への関心が急速に高まりつつある現在、本資料の利用による、電産研究の、ひいては戦後労働運動史研究の、飛躍の前進を期待する。

この機会に、資料の貸出し、およびこのような形での資料目録の公表について了承下さったばかりか、この資料収集、整理作業に多大の好意を寄せられた、筒井時雄前委員長、今岡龍夫委員長をはじめ、電産中央本部・中国地方本部の方々に、心からのお礼を申し述べたい。また、東京大学社会科学研究所氏原正治郎教授、総評全電力森茂事務局長は、電産労組からの資料の借受け、資料目録の公表に際して、お口添え下さったばかりか、千葉大学人文学部手塚和彰助教授ともども、広島まで足をこぼれる労をいとわれなかった。ここに記して謝意を表したい。

またさらに、千葉大学教養部前部長近藤精造教授、現部長阿部玄治教授、社会学研究室中野芳彦教授、木内恒治事務長、社会学教室担当の青木滋事務官においては、本資料の収集、整理作業の意義について深い理解をしめされ、格別の便宜をはかって下さった。心からの謝意を表したい。

2 『電産中央本部資料』の発掘

ふりかえってみると、資料の探索から発見までに5年、借受けまでにさらに7年、資料整理に1年、目録公表までにその後1年、合計14年の歳月を費した。が、とにかく、目録公表にまでこぎつけたことは、私自身としては感無量の想いである。しかし、電産史の本格的な研究は、これからやっとスタートするのである。私達の眼前には、約20年間という、電産研究の完全な空白時間が横たわっている。研究史的にみて、なぜ、このように長期間にわたって、電産研究の空白期間が続いたのだろうか。また、なぜ、長期間にわたって、電産資料が発見されなかったのだろうか。それは、研究者や労働組合活動家が、従来の労働運動に関する伝統的価値観の呪縛にとらわれていたからである。これは重大な問題であるので、最初に指摘しておきたい。

既に、戦後労働運動史に関する研究書は、枚挙にいとまがないほど数多く公刊されている。それらは、例外なく、電産は1956年に解散したと記している。研究者の誰もが、それを「事実」と信じてきたのである。そして、それに幻惑され、誰もが電産研究を回避してきた。既に解散した（とされている）組合を研究対象としても、それに関する資料の収集は困難を極めるのが普通であり、研究上のメリットは少ないからである。もっとも、中にはその困難さをあえて承知の上で、電産研究を志した研究者もいないわけではなかったのだから、その場合に

は、既に解散した（とされている）組合の資料を探す手だてが見つからないという壁にはばまれ、やはり断念してきたのであろう。

実は、この壁を突破するためには、戦前・戦後を通じる数十年の労働運動の歴史の中で定着してきた、1つの支配的な価値観を、根底から転換させることが必要であった。そのことによって、電産に関するすべての前提になっている、「電産は1956年に解散した」という「事実」を疑ってかかる態度が必要であった。「もしかすると、電産は現在も存在するのかもしれない」というように。

この伝統的価値観とは、「日本の労働組合は、従業員全員加盟による一企業一組合が実態であると同時に理想型であり、これに照らして、組合分裂が発生すれば『敗北』であり、少数派に陥った組合は（それはほとんど例外なく『左派』組合である）、あらゆる原則を放棄してでも解散して、多数派組合に吸収され、再び一企業一組合に復すべきだ」というものである。これは、労働運動の中では、戦前以降、さまざまに形を変えて現れてきた発想であったが、1953年に世界労連が「一國一ナショナル・センター、一産業一産業別組合、一企業一企業別組合」を基本の方針として採用して以来、国際的権威の裏付けを得て、労働運動における支配的イデオロギーとして固定した。日本では、これは「統一と団結」イデオロギーとよばれることになった。

この伝統的価値観の拘束力があまりにも強力であったため、後述のように、さしもの強靱な組織力を誇った電産でさえ、1952年以来第二組合が発生し、遂に少数派に陥った時、第二組合への「なだれこみ」の行動をとる組合員が続出したのである。そして、電産中央本部は、1956年の第11回臨時大会（於、甲府）において、「話し合いのきまった地方から地方大会で四分の三以上の議決を経た場合、中央執行委員会は新組合への移籍を承認する」⁽⁸¹⁾旨の決定を行なった。研究者もまた、この伝統的価値観に強く束縛されていたため、電産のこの方針を極めて当然のこととして理解し、誰もが「電産は1956年をもって解散した」と、労働運動史に記載した。以後、研究者の間からも、また、労働運動家の間からも、この「事実」に疑問を抱く人は現われず、今日まで約20年間が経過したのであった。

だが、電産中国地方本部に結集する約4,000名の人々は、後述するような事情によって、1956年以降も電産を存続させる道を選択し、中央本部を兼任しながら、今日まで約20年間、苦闘を続けてきたのである。現在では、組合員は約1,000名に減少しているとはいえ、「電産魂」をいささかも失なわず、企業内少数派組合として活発な活動を展開している。この人々が、電産発足以来の中央本部関係資料を、大切に保管していたことは、いうまでもない。

この事実気付くためには、研究者もまた、この伝統的価値観の強い呪縛から、わが身を解放するための、長い年月が必要であった。そして、労働者というものは、たとえ分裂させられ、少数派組合に転落したとしても、その闘いをやめたりはしないものだ、むしろ、その現実を見据え、英智によって少数派組合の限界を「有利性」にさえ転換させる闘いを創出しながら、新たな闘争の昂揚を準備していくものだ、というように、発想を転換することが必要であった。

今、私達は幸いにして、電産の1956年以降の実態を知り、それが所有する中央本部関係の資料を借受け、公的に利用できる形に整理することができた。しかし、労働運動史から長期間、完全に抹殺されたこの組合の苦難の歴史を思う時、この資料を利用する研究者は、自らの従来の発想を厳しく問い、現在の時点から、電産30年史を把握する視点に立って、この資料が示す「電産初期10年史」を研究したいものだ。このことは、最近になって急に電産中国地方本部の反原発闘争をとりあげはじめた、労働運動家達にとっても、事情は同じである。自戒とともに、希望として記しておきたい。

3 電産の歴史

A 電産の結成

敗戦時、電気産業には10社の電気会社が存在した。すなわち、日本発送電会社及び、北海道から九州までの各地域毎に置かれた9社の配電会社がそれぞれである。これら各社には、1945年8月15日の敗戦にともなって、労働組合の組織化が始まり、翌1946年春頃までにはそれぞれ企業別組合が結成された。

そして、これらの10企業別組合を打って丸とする単一産業別組合を結成するために、その第一段階として、

同年4月、日本電気産業労働組合協議会（略称、電産協）が結成された。

この段階では、電力会社の労働条件の水準は個々ばらばらであった。そこで、共通の要求を掲げて統一闘争を展開し、水準を統一することによって、単一の産業別組合の結成に向けての足がかりを得ようとしたのが、「電産十月闘争」である。同時に、この闘争は、読売争議、東芝争議とともに、「産別会議十月闘争」の中心的位置をしめるという使命をも担っていた。「産別会議十月闘争」とは、敗戦直後に全国各地で勃発した「生産管理闘争」によって活動を開始した労働組合勢力が、一度は占領軍の支援を受けた資本家陣営の立ち直りによって後退を余儀なくされたあと、産業別組合の共同闘争によって、この「小さな反動期」を突破することを期した闘争のことを指している。

この時、読売争議団、東芝労組ともに苦境に立たされ、組合側の敗色が濃好となったが、最後に登場した電産は、持てる力量を十二分に発揮し、三項目要求をあざやかに獲得してみせ、その快挙によって、一挙に労働運動の昂揚をもたらした。そして、労働組合勢力の闘争意欲を盛りあがらせ、翌1947年の「2・1ゼネスト」に向けての水路を切り開く先導的役割をはたした。この「十月闘争」で電産が獲得した要求項目とは、①電気事業の民主化、②生活費を基準とする最低賃金制の確立、③退職金規定の改訂の三項目であった。とくに、第二項目の賃金については、電産は要求をほぼ完全に獲得した。そして、それは「電産型賃金」とよばれて、以後長きにわたって、日本の労働組合の賃金闘争のモデルとなった。

B 電産の発展

「十月闘争」でほぼ全面的勝利を得た「電産協」は、その余勢を駆って1947年5月、かねてより念願の産業別単一組織、日本電気産業労働組合（略称、電産）へと改組した⁴⁾。それ以来10年間、電産は「輝ける電産」と賞讃され、その動向は常に大きな社会的影響力をもってきた。

その理由は、第1に、客観的条件として電気産業が日本資本主義の産業構造において、基幹的位置をしめており、とくに、敗戦後の経済復興過程においては、その成否を決するほどの、特別の重要性を有していたという点をあげることができる。しかし、もちろんそれにとどまるのではなく、第2に、主体的条件も指摘しなければならない。それは、①組合員数15万名という規模の大きさ、②全国を一瞬にして結ぶ、産業の組織性を生かした「全国一斉停電スト」を含む、各種の争議行為にみられる優れた戦闘力、③主要産業中随一ともいうべき高い学歴をもつ従業員構成を基盤とする、「知的な組合」と評された理論水準の高さ、などである。

このような、主体的、客観的条件のもとに、「輝ける電産」の闘争は毎年展開され、それが獲得した有利な労働条件が、他産業の労働条件をも引上げていくというパターンが、戦後10年間に定着していった。

やがて、電産内部にも他産業の組合と同様に、共産派と民同派の対立抗争が生じ、1949年の第4回大会で民同派が執行部を掌握したが、以上の特徴は、基本的には変らなかつた。民同派執行部の成立にともない産別会議を脱退し、総評に加盟した後も、電産はその中心的組合として活躍を続け、総評が「ニトリからアヒルへ」と脱皮することに大きな貢献をしている。

C 電産の凋落

一方、1951年9月の単独講和条約の調印によって、一応の独立を達成した政府、資本家陣営は、労働組合勢力の徹底的弱体化によって、日本経済の自立化をはかろうとした。その際、電産が矢表に立たされ、集中攻撃を受けることになったのは、自然の成行であった。電産は戦後一貫して日本労働運動の牽引車であつたし、今また、台頭しつつある総評労働運動の中心的存在でもあつたからである。

電産の壊滅策のために、政府、資本家陣営がとった作戦は、「電気事業の再編成」であつた。すなわち、全国を9地域に分けて9電力会社を新設し、その中に日本発送電会社の各地域毎の支店と、配電会社とを吸収しようとする「9電力分断」がそれである。その狙いは何か。従来の電気産業は、全国の発送電業務を一手に引受ける日本発送電会社を太い幹とし、そこから電気を買って販売する配電会社を細い枝とする体制であつたため、全国の電気産業労働者の労働条件を統一化しやすい条件が備わっており、それを基盤として、電産の産業別統一闘争が行なわれてきた。このことが、産業別単一組織としての電産の強力な闘争力の源泉となつてきた。そこで、この基盤を解体し、9電力会社が各々地域独占体制を敷くことによって、企業毎の労働条件に格差を生じさせよう

と狙ったのである。企業毎に労働条件の格差が生じれば、当然、企業毎に従業員の利害意識が強まるし、それは、企業別の第二組合が発生する基盤となる。そのようにして、産業別単一組織としての電産を崩壊させることを主要な目的の一つとして、1951年5月、「9電力分断」は実施された。

かくして、万全の構えを固めた上で、政府、資本家陣営は1952年秋、総力をあげて電産に攻撃を加えた。すなわち、①電産型賃金体系にもとづく賃金要求を全面的に拒否し、②労働協約の改訂要求を全面的に拒否した上に、さらに既得の労働条件の切り下げを提示し、③単産組織による中央統一交渉方式を拒否し、各企業毎の個別交渉を提案するなど、従来の慣行をすべて否定してきた。このため、電産は防衛闘争に入らざるをえなくなり、86日間の歴史的な「電産27年争議」に突入した。この争議は、労資両陣営が激突する天王山となったが、時に利あらず、電産は遂に敗北を喫する。そしてこれを境として、日本の労資関係は、資本の圧倒的優位と労働組合の衰弱という、現在の労資関係へと加速度をつけて移行していく。

「27年争議」の直後から、資本の意をうけた民同右派は、各地方本部から企業別の第二組合を次々と分裂させ、やがて1954年9月、全国電力労働組合連合会（略称、電労連）を結成した。

一方、勢力の衰退が続く電産は1956年3月、第11回臨時大会を招集し、遂に、前述のように、「話し合いのきまった地方から地方大会で四分の三以上の議決を経た場合、中央執行委員会は新組合への移籍を承認する」⁽³⁾旨の方針を決定した。かくして、電産はその輝かしい歴史に一応の幕を降すことになった。人々は、「巨象のごとく現われ、光芒のごとく去った電産」⁽⁴⁾と、その死を惜しみ、「日本労働運動の地に落ちた一粒の麦」⁽⁵⁾と、いつの日かそれが再来することを待ち望んだ。

D その後の電産

その後、電産の各地方本部は、次々と第二組合の軍門に降り、吸収されていったが、ひとり、中国電力会社内の電産中国地方本部のみは、現在にいたるまで、電産の旗を守っている。

中国地方本部は、第二組合（中国電力労働組合——略称、電労）の要求した吸収の条件が、「電産組合員について、個人ごとに資格審査をして、電労への加入の是非を決める」という、「活動家パーシ」を目的とする「思想による選別」を内容とするものであったため、これを拒否し、「電産組合員全員の無条件加入」を主張して対峙した。これについて、中国地方本部は、「組合としては個人的審査は言論の自由を否定し、電労理念の押しつけからくるファッション政策であり、決して自らの孤高を持することを快しとするものではない。然し良心を売り、信条をじゅうりんされてもお統一を潔しとしなければならないとは考えない」⁽⁷⁾と述べている。

以来、25年間、中国地方本部は少数派組合として存続し、現在、第二組合1万名に対して、約1千名の組合員を擁している。同時に、中央本部は、「各地方が完全に統一を完成するまで解散を行わないことは当然である」(第11回臨時大会決定)という原則を守り、1956年以降も存続している。現在、電産中央本部は、中国地方本部が兼任している。

中国地方本部は、この間、反原発ストをはじめ、日本の企業別組合の限界を克服する可能性をもつ活動を続け、最近では各方面からの注目を浴びている。そして、25年間の活動の実績を通して、戦前・戦後に一貫してみられる日本労働運動史上の伝統的価値観——分裂すれば敗北であり、ましてや少数派に陥れば組合活動上の効果はあがらず、長期にわたって存続することはできない——を根底から覆した。それどころか、「統一はすべてに優先する」との論理の下に、第二組合の軍門に降っていった人々が、その後ほとんど活動を展開できていない現状と対比して、結果的にみて「屈辱」的統一よりも、少数派組合として自立した方が、大きな活動上の成果をあげているという、まったく新しい運動論、組織論をわれわれの前に示しているともみることができる。ここに、少数派組合・電産中国地方本部の25年間の苦闘の歴史的意義がある。

なお、第二組合に吸収された各地方本部の旧電産活動家は、資本と第二組合によって、思想、信条、行動の自由が剝奪される状態が続いた。そのため、1959年には九州電労から、全九州電力労働組合が、1968年には、北海道電労から、全北海道電力労働組合が、それぞれ旧電産活動家を中心として「左翼分裂」し、少数派組合を結成した。

電産はこれらの組合及び、全九州検針人集金人労働組合の計4組合とともに、全日本電力労働組合協議会（略称、全電力、組合員数約4,000名）を結成し、全電力として総評に加盟している。⁽⁸⁾

4 資料整理の経緯

ところで、電産中央本部が所有していた資料は、中国地方本部が中央本部を代行することを決定した1960年、当時、東京上北沢にあった中央本部書記局が整理し、広島市の中国地方本部に送付した。この時、中央本部にあって資料整理を担当したのは、当時の中央執行委員長、小川照男氏（中国地方本部出身）であった。中央本部を広島へ移した理由の一つは、小川照男氏がこの年、総評事務局次長に転出されたことである。¹⁹この資料を受領した中国地方本部は、梱包を解かずにそのまま組合倉庫に大切に保管した。以来20年間、資料は誰の目にもふれることなく、組合倉庫の奥深くに、静かに眠り続け、今日に至った。

私は、かつて電力会社に勤務（1965年～67年）していた時、その昔、その企業にも存在していた電産に関心を持ち、資料の行方を探していた。しかし、電産は1956年に解散したと学んでいたし、社内では電産について語ることはタブーであったから、資料探索の手がかりが容易につかめず、無為に時間を費していった。

1968年以来、私は東京教育大学大学院に進学し、電産史を研究課題としていたが、「筑波大学闘争」に直面する過程で、電産研究を進める必要性を一層感じるような、内発的契機を経験した。そこで、1970年の夏、これまでに集めた資料を再検討していた時、『総評加盟組合名簿』の中に、「日本電気産業労働組合」という名前があることに気付いた。すべての伝統的価値観を疑ってかかる必要性を感じていた時期であったから、「もしや、あの電産では」との想いが頭をかすめたが、15年も前に解散し、その後、まったく消息をきいたこともない組合が現存しているとは、やはり容易に信じるのができなかった。しかし、名前が同じだから、会って話をきけば何か手がかりがつかめるかもしれないと思い、同年7月、東京の文京公会堂で開かれていた総評大会に、折るような気持で出かけた。受付で「日本電気産業労働組合」の役員に面会したいと申入れたところ、出てこられたのは、傍聴者として出席されていた米原博人副委員長（当時）であった。そして、米原博人氏から、現在の「日本電気産業労働組合」が、あの電産そのものであること、さらに、電産中国地方本部が、企業内少数派組合として、15年余りも活躍していることを教えられた。その時に受けた、価値観が逆転するような衝撃と感動は、生涯忘れられない。米原博人氏もまた、1956年以来、電産研究を志す人が初めて現われましたと、感慨深げであった。

この時、資料閲覧の希望を申入れたところ、好意的な内諾を得た。さらに、電産史研究への励ましを受けたことにも勇気づけられて、一ヶ月後に広島市を訪ね、1952年以来その地位におられる筒井時雄委員長（当時）をはじめ、多くの組合員の人達から親切な応待をうけた。そして、少数派組合としての活動の現状について調査をさせていただくとともに、とりあえず、組合事務所に保管されていた中国地方本部関係の資料（本資料目録には含まれていない）を、お借りした。それ以後、数回にわたって中国地方本部を訪問して調査を続け、その結果を「少数派組合論」の観点に立ってまとめた。¹⁸

その後、私が千葉大学教養部に移籍したことを契機として、1975年5月以降、手塚和彰助教授のおすそめをうけて、氏原正治郎教授、総評森茂氏にも参加していただいて、数次にわたる電産史研究会を行なった。この研究会において藤田進氏（元電産委員長、元総評議長、現参院議員）をはじめ当事者からの貴重な聴取り調査を行う機会をえた。

電産中央本部関係の資料に関しては、その後、電産役員の交代などの事情によって、閲覧の時期が延期されたが、氏原正治郎教授がわざわざ中国地方本部に出向いて交渉をして下さったことや、森茂氏が仲介の労をとって下さったことなどのお蔭で閲覧の許可がえられ、1977年1月10日、森茂、手塚和彰の両氏と私の3名が中国地方本部を訪問した。そして、筒井時雄前委員長、今岡龍夫委員長、榎谷暹書記長の各氏の格段のご好意により、貸出しの便宜をはかっていただいた。また、本店分会の田原堂、柳瀬佳史氏はご多忙中にもかかわらず、資料整理に協力して下さった。

組合倉庫の奥深くに保管されていた資料はミカン箱49箇分であったが、この内、財政関係資料20箇分はただちに倉庫に返納した。現に存在している組合の財政資料に部外者は関与すべきではないとの判断にたつてのことである。そして、残り29箇分を新たにダンボール30箇分に収納し直し、日通に委託して千葉大学に送付した。貸出し期限は昭和52年9月30日とした。

資料が千葉大学に到着後、これを教養部社会学研究室で保管し、私が整理作業を担当した。この作業は山口和也（人文学部学生）、佐藤由美子（園芸学部学生）の両君の協力を得て、3名が春休み、夏休みの全期間をこれにつきこんで、鋭意、作業に専念した。しかし、資料が膨大な分量にのぼる上に、倉庫から20年振りに陽の目を見

た資料は塵をかぶり、鼠や害虫に喰われて破損していた上、敗戦直後の粗末なザラ紙が使われているために変色、破損が著しいことから大変慎重に取扱わなければならなかった。これらの事情もあって、返却期限の9月末日までには完了せず、そこで、今岡龍夫委員長に3ヶ月間の延期願いを提出して承諾をうけた。

資料は分類整理の上、原本は金文字入り、最高級ハード・カバーで製本し、分類番号を付した後、約定期日にようやく中国地方本部に返却できた。現在、同労組の事務所に整頓して陳列され、厳重に保管されている。また原本をコピー及びマイクロ・フィルムで複写したものは千葉大学教養部社会学研究室で保管している。当初、保管場所は、当研究室の資料室であったが、不本意ながら資料室が近く廃止される予定であるので、現在は私の研究室に保管している。この分については、なお、整理、製本の作業は未完成である。

なお、資料整理関係のために要した費用(合計約200万円)の内、約140万円は社会学研究室の教官研究費の3年分をもって、まかなうことができた。その他は私の個人負担をもって充当した。

5 資料の分類方法

資料は記号A～Nの14種類、合計321冊、約7万ページに分類、整理した。

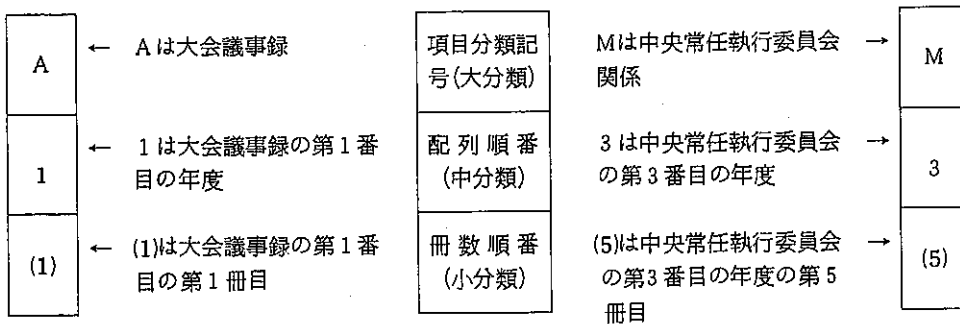
この内、「大会議事録」と「大会資料」は既に製本されていたが、一部は虫喰いのために破損していたので、この分は製本を直した。「中央常任執行委員会関係資料」は保存状態が悪く、ページ番号や年月日の記載がないままに少量ずつ紙コヨリで綴ってあったので、前後を読みくらべながら、年度毎、開催順序毎にまとめた。

本資料のもつ唯一の欠陥は、「中央本部機関紙」の欠号が多いことである。これは、まったく未整理のまま同じ号毎に帯封をしてミカン箱につめこまれていたもので、各号1枚ずつ取出し発行年月日順に整理して製本した。しかし、これは余部の保存分とみられ、別に正式のファイルが存在することは確実と思われる。正式のファイルは1960年前後に当時の組合役員、または電産とつながりのあった研究者が何らかの必要性があって持ちだしたままになっているものと想像されるので、現在、これらの人々の協力を得ながらその行方を探索中である。

これ以外の資料については原則として原ファイル、原本を崩さないこととし、年月日の配列に留意した。

製本終了後、分類番号を記入した図書整理ラベルを各冊毎に貼付した。ラベルの記号、数字は次の例のように付してある。

(例)



なお、目録の記載項目は、分類記号、(大分類は項目に示されているので省略)、資料標題、冊数順番、発行年月日、頁数、印刷形式、千葉大学教養部における保存形態の順である。保存形態のうち、「現物」とあるのは、原ファイルの内、同じものが複数部数含まれている資料については、電産の了解を得て、1部を譲っていただいたものである。

河西：『電産中央本部資料』について

〈注〉

(1) これまでの電産研究としては、次のものがある。

有泉 亨・秋田成就・戸坂嵐子「電気産業労働組合（電産）」。大河内一男編『日本労働組合論』（1954年、有斐閣）所収

労働争議調査会編『電産争議』（1957年、中央公論社）

有泉 亨ほか「電産十月争議（1946年）」。東京大学社会科学研究所，調査報告第13集『戦後初期労働争議調査』（1971年，同所刊）

(2) 本資料のうち、「電産十月闘争」関係の資料は、次のものに復刻した。

東京大学社会科学研究所，資料第9集『電産十月闘争（1946年）——戦後労働争議資料——』（1979年3月，同所刊，編集及び解題執筆は河西宏祐）

(3) 筒井時雄『電産中国労働運動史』（1962年，電産中国地方本部刊），304頁

(4) 普通は，略称としては「電産協」と「電産」の使い分けはせず，「電産」で通すことが多いので，ここでも特に断わらない限り，「電産」で統一する。

(5) 加藤尚文『事例を中心とした戦後の賃金』（1967年，技報堂），118頁

(6) 前掲『電産争議』，147頁

(7) 電産第14回中央定時大会・活動方針，1959年6月。前掲『電産中国労働運動史』所収

(8) 電産中国地方本部については，河西宏祐『少数派労働組合運動論』（1977年，海燕書房）を参照せよ。

(9) 小川照男氏の直話による（1978年9月23日，河西ききとり）

目 録

(凡 例)

1. 目録の記載項目は、分類記号、資料標題、冊数順番、発行年月日、頁数、印刷形式、千葉大学教養部における保存形態の順である。
2. 分類記号は、原資料においては「A-1-3」の如く、大分類、中分類、小分類に分類した。たとえば、次の例を参照されたい。

| | | | | |
|-----|--------------------------|-------------|------------------------------|-----|
| A | ← Aは大会議事録 | 項目分類記号(大分類) | Mは中央常任執行委員会関係 → | M |
| 1 | ← 1は大会議事録の第1番目の年度 | 配列順番(中分類) | 3は中央常任執行委員会の第3番目の年度 → | 3 |
| (1) | ← (1)は大会議事録の第1番目の年度の第1冊目 | 冊数順番(小分類) | (5)は中央常任執行委員会の第3番目の年度の第5冊目 → | (5) |

3. 分類記号は、本目録においては、大分類は各項目のA, B……に示したので、個別資料の頭には「1-3」の如く、中分類、小分類のみを記した。
4. 原資料の印刷形式は、各資料末尾の*, **, ***で示した。*は「手書き」, **は「ガリ版」, ***は「活版」, ****はタイプ印刷を表わす。
5. 千葉大学教養部における保存形態は、各資料末尾の†, ††, †††, 無で示した。†は「コピー」, ††は「マイクロ」, †††は「現物」を表わす。「現物」とは、原資料の内、同じものが複数部数含まれているものは、電産の了解を得て、1部を譲っていただいたものである。無、とは、保存しなかったものである。
6. 年号は原資料のままとし、元号で記した。

A 大会議事録

- 1-1 第1回定期大会(京都)議事速記録(全4冊の内, 第1冊), 昭和22年, 205頁, *, †
- 1-2 第1回定期大会(京都)議事速記録(全4冊の内, 第2冊), 昭和22年, 199頁, *, †
- 1-3 第1回定期大会(京都)議事速記録(全4冊の内, 第3冊), 昭和22年, 91頁, *, †
- 1-4 第1回定期大会(京都)議事速記録(全4冊の内, 第4冊), 昭和22年, 162頁, *, †
- 1-5 第1回京都大会議事録, 昭和22年, 214頁, *, †
- 2-1 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第1冊), 昭和23年, 463頁, *, †
- 2-2 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第2冊), 昭和23年, 298頁, *, †
- 2-3 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第3冊), 昭和23年, 352頁, *, †
- 2-4 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第4冊), 昭和23年, 362頁, *, †
- 2-5 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第5冊), 昭和23年, 365頁, *, †
- 2-6 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第6冊), 昭和23年, 358頁, *, †
- 2-7 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第7冊), 昭和23年, 230頁, *, †
- 2-8 第2回定期大会(上諏訪)議事速記録(全8冊の内, 第8冊), 昭和23年, 247頁, *, †
- 3-1 第3回臨時大会(琴平)議事速記録(索引), 昭和23年, 88頁, *, †
- 3-2 第3回臨時大会(琴平)議事速記録(全6冊の内, 第1冊), 昭和23年, 355頁, *, †
- 3-3 第3回臨時大会(琴平)議事速記録(全6冊の内, 第2冊), 昭和23年, 343頁, *, †
- 3-4 第3回臨時大会(琴平)議事速記録(全6冊の内, 第3冊), 昭和23年, 342頁, *, †

河西：『電産中央本部資料』について

- 3-5 第3回臨時大会 (琴平) 議事速記録 (全6冊の内, 第4冊), 昭和23年, 356頁, *, †
- 3-6 第3回臨時大会 (琴平) 議事速記録 (全6冊の内, 第5冊), 昭和23年, 432頁, *, †
- 3-7 第3回臨時大会 (琴平) 議事速記録 (全6冊の内, 第6冊), 昭和23年, 359頁, *, †
- 4-1 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (総目次), 昭和24年, 74頁, *, ††
- 4-2 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第1冊), 昭和24年, 251頁, *, ††
- 4-3 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第2冊), 昭和24年, 214頁, *, ††
- 4-4 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第3冊), 昭和24年, 414頁, *, ††
- 4-5 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第4冊), 昭和24年, 452頁, *, ††
- 4-6 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第5冊), 昭和24年, 483頁, *, ††
- 4-7 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第6冊), 昭和24年, 364頁, *, ††
- 4-8 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第7冊), 昭和24年, 467頁, *, ††
- 4-9 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第8冊), 昭和24年, 392頁, *, ††
- 4-10 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第9冊), 昭和24年, 336頁, *, ††
- 4-11 第4回定時大会 (別府) 議事速記録 (全10冊の内, 第10冊), 昭和24年, 333頁, *, ††
- 5-1 第5回定時大会 (奈良) 議事速記録, 昭和25年, 120頁, *, ††
- 5-2 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第1冊), 昭和25年, 89頁, *, ††
- 5-3 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第2冊), 昭和25年, 179頁, *, ††
- 5-4 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第3冊), 昭和25年, 76頁, *, ††
- 5-5 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第4冊), 昭和25年, 98頁, *, ††
- 5-6 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第5冊), 昭和25年, 226頁, *, ††
- 5-7 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第6冊), 昭和25年, 122頁, *, ††
- 5-8 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第7冊), 昭和25年, 161頁, *, ††
- 5-9 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第8冊), 昭和25年, 217頁, *, ††
- 5-10 第5回定時大会 (新潟) 議事速記録 (全9冊の内, 第9冊), 昭和25年, 142頁, *, ††
- 6-1 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第1冊), 昭和26年, 130頁, *, ††
- 6-2 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第2冊), 昭和26年, 189頁, *, ††
- 6-3 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第3冊), 昭和26年, 104頁, *, ††
- 6-4 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第4冊), 昭和26年, 152頁, *, ††
- 6-5 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第5冊), 昭和26年, 193頁, *, ††
- 6-6 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第6冊), 昭和26年, 122頁, *, ††
- 6-7 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第7冊), 昭和26年, 113頁, *, ††
- 6-8 第6回定時大会 (松江) 議事速記録 (全8冊の内, 第8冊), 昭和26年, 96頁, *, ††
- 7-1 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第1冊), 昭和27年, 77頁, *, ††
- 7-2 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第2冊), 昭和27年, 123頁, *, ††
- 7-3 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第3冊), 昭和27年, 110頁, *, ††
- 7-4 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第4冊), 昭和27年, 122頁, *, ††
- 7-5 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第5冊), 昭和27年, 125頁, *, ††
- 7-6 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第6冊), 昭和27年, 148頁, *, ††
- 7-7 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第7冊), 昭和27年, 124頁, *, ††
- 7-8 第7回定時大会 (山中) 議事速記録 (全8冊の内, 第8冊), 昭和27年, 132頁, *, ††
- 8-1 第8回定時大会 (塩原) 議事速記録 (全9冊の内, 第1冊), 昭和28年, 89頁, *, ††
- 8-2 第8回定時大会 (塩原) 議事速記録 (全9冊の内, 第2冊), 昭和28年, 168頁, *, ††
- 8-3 第8回定時大会 (塩原) 議事速記録 (全9冊の内, 第3冊), 昭和28年, 79頁, *, ††
- 8-4 第8回定時大会 (塩原) 議事速記録 (全9冊の内, 第4冊), 昭和28年, 103頁, *, ††
- 8-5 第8回定時大会 (塩原) 議事速記録 (全9冊の内, 第5冊), 昭和28年, 92頁, *, ††

- 8-6 第8回定時大会(塩原) 議事速記録(全9冊の内,第6冊),昭和28年,131頁,*,↑↑
- 8-7 第8回定時大会(塩原) 議事速記録(全9冊の内,第7冊),昭和28年,57頁,*,↑↑
- 8-8 第8回定時大会(塩原) 議事速記録(全9冊の内,第8冊),昭和28年,111頁,*,↑↑
- 8-9 第8回定時大会(塩原) 議事速記録(全9冊の内,第9冊),昭和28年,106頁,*,↑↑
- 9-1 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第1冊),昭和29年,86頁,*,↑↑
- 9-2 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第2冊),昭和29年,214頁,*,↑↑
- 9-3 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第3冊),昭和29年,95頁,*,↑↑
- 9-4 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第4冊),昭和29年,164頁,*,↑↑
- 9-5 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第5冊),昭和29年,94頁,*,↑↑
- 9-6 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第6冊),昭和29年,77頁,*,↑↑
- 9-7 第9回定時大会(妙高) 議事速記録(全7冊の内,第7冊),昭和29年,123頁,*,↑↑
- 10-1 第10回定時大会(三朝) 議事速記録(全3冊の内,第1冊),昭和30年,272頁,*,↑↑
- 10-2 第10回定時大会(三朝) 議事速記録(全3冊の内,第2冊),昭和30年,340頁,*,↑↑
- 10-3 第10回定時大会(三朝) 議事速記録(全3冊の内,第3冊),昭和30年,113頁,*,↑↑
- 11-1 第11回中央臨時大会(甲府) 議事録(全2冊の内,第1冊),昭和31年,199頁,*,↑↑
- 11-2 第11回中央臨時大会(甲府) 議事録(全2冊の内,第2冊),昭和31年,337頁,*,↑↑

B 大会資料

- 1-1 第1回大会資料(京都)——昭和22年5月6日～8日
 一般報告,2頁。組織関係経過報告,6頁。給与関係報告,1頁。民主化対策委員会報告,2頁。当
 面の活動方針,11頁。給与対策方針,2頁。産業復興運動の基本方針,2頁。連絡対策方針,3頁。
 財政確立方針,1頁。教育方針,3頁。文化対策について,2頁。青年対策方針,3頁。婦人対策方
 針,4頁。予算関係,7頁。日本電気産業労働組合規約(案),9頁。選挙規則(案),4頁。会計処理
 規程(案),14頁。労働協約について,及び草案,92頁。結成大会用プリント目録,3頁。中央執行委
 員名簿,6頁。宣言,1頁。声明書,1頁。以上,すべて**,↑↑
- 2-1 第2回大会資料(上諏訪)——昭和23年5月27日～30日
 一般経過報告,3頁。組織関係経過報告,4頁。黒部川電力問題交渉経過,2頁。戦術委員会報告,
 2頁。闘争の経過,4頁。労働協約交渉経過,6頁。組合運動に依る犠牲者扶助規定,2頁。民主化
 対策委員会経過報告,3頁。電気民主化協議会活動経過報告,5頁。賃金関係報告,36頁。活動方針
 (案),6頁。組織方針,2頁。民主化関係活動方針(案),2頁。賃金関係活動方針,3頁。会計関係,
 16頁。規約改正(案),5頁。定期大会順序,2頁。中央執行委員名簿,10頁。大会スローガン(案),
 2頁。声明書,2頁。以上,すべて**,↑↑
- 3-1 第3回・第4回大会資料
 第3回臨時大会資料(琴平)——昭和23年12月4日～6日
 経過報告,12頁,***。組織関係報告,7頁,***。教育宣伝関係報告,3頁,***。産別関係報
 告,4頁,***。民主化関係経過報告,11頁,***。賃金関係報告,28頁,***。会計関係,4頁,
 。役員名簿,4頁,。報告並びに議案,60頁,***。以上,いずれも↑
- 第4回大会資料(別府)——昭和24年5月28日～6月2日
 第4回大会議案,75頁。役員名簿,8頁。声明書,2頁。その他,8頁。以上,いずれも**,↑
- 4-1 第5回大会資料(奈良)——昭和25年5月29日～6月1日
 経過報告,91頁,***。議案,22頁,***。追加議案,24頁,***。労働条件及び人事に関する
 各社の現行規程,4頁,***。教宣資料,20頁,***。『電産関東』,6頁,***。猪苗代分会問題,
 81頁,***。宣言,1頁,***。声明書,3頁,***。情報,7頁,***。電気事業再編成審議会の
 答申案,10頁,***。会計資料,24頁,***。その他,3頁,***。以上,いずれも↑↑↑

河西：『電産中央本部資料』について

- 4-2 第5回大会資料（新潟）——昭和25年10月28日～11月1日
経過報告(1), 44頁。電気民主化関係, 72頁。経過報告(3), 49頁。議案, 101頁。以上, いずれも**,
***, †††
- 5-1 第6回大会資料（松江）——昭和26年7月20日～22日
経過報告, 196頁, ***。議案, 21頁, ***。スローガン, 1頁, ***。経過報告追加分, 118頁,
**。労働協約関係, 30頁, **。予算追加計上他, 42頁, **。その他, 6頁, **。以上, いずれ
も†††
- 6-1 第7回大会資料（山中）——昭和27年5月21日～23日
経過報告, 227頁, ***。議案, 13頁, ***。経過報告追加分, 50頁, **。その他, 82頁, **。
以上, いずれも†††
- 7-1 第8回大会資料（塩原）——昭和28年5月12日～14日
経過報告, 89頁, ***。議案, 45頁, **, ***。その他, 49頁, **。すべて†††
- 8-1 第9回大会資料（妙高）——昭和29年5月29日～31日
経過報告, 98頁, ***。議案, 57頁, ***。労働協約関係, 28頁, **。その他, 41頁, **。
すべて†††
- 9-1 第10回大会資料（三朝）——昭和30年5月31日～6月2日
経過報告, 36頁, ***。経過報告追加, 6頁, **。議案, 47頁, **。その他, 43頁, **。す
べて†††
- 10-1 第11回大会資料（甲府）——昭和31年3月1日～2日
経過報告, 19頁, **。議案, 17頁, **。その他, 2頁, **。すべて†††
- 11-1 第12回大会資料（伊東）——昭和32年5月16日～17日
経過報告, 14頁, **。活動方針, 7頁, **。議案, 21頁, **。その他, 2頁, **。すべて†
- 第13回大会資料（修善寺）——昭和33年6月11日
経過報告, 10頁, **。活動方針, 4頁, **。議案, 35頁, **。すべて†
- 第14回大会資料（松江）——昭和34年6月17日
経過報告, 14頁, **。議案, 24頁, **。すべて†

C 発行文書

- 1-1 昭和22年, No. 551～690
1-2 昭和22年, No. 691～818
2-1 昭和23年, No. 1～160
2-2 昭和23年, No. 161～320
2-3 昭和23年, No. 321～480
2-4 昭和23年, No. 481～640
2-5 昭和23年, No. 641～791
3-1 昭和24年, No. 151～270
3-2 昭和24年, No. 271～430
3-3 昭和24年, No. 431～550
3-4 昭和24年, No. 551～715
3-5 昭和24年, No. 716～850
3-6 昭和24年, No. 851～1011
4-1 昭和25年, No. 1～180
4-2 昭和25年, No. 181～360
4-3 昭和25年, No. 361～540

- 4-4 昭和25年, No. 541 ~ 700
 - 5-1 昭和26年, No. 1 ~ 180
 - 5-2 昭和26年, No. 181 ~ 360
 - 5-3 昭和26年, No. 361 ~ 540
 - 5-4 昭和26年, No. 541 ~ 693
 - 6-1 昭和27年, No. 1 ~ 180
 - 6-2 昭和27年, No. 181 ~ 360
 - 6-3 昭和27年, No. 361 ~ 540
 - 6-4 昭和27年, No. 541 ~ 750
 - 7-1 昭和28年, No. 1 ~ 180
 - 7-2 昭和28年, No. 181 ~ 360
 - 7-3 昭和28年, No. 361 ~ 540
 - 7-4 昭和28年, No. 541 ~ 691
 - 8-1 昭和29年, No. 1 ~ 180
 - 8-2 昭和29年, No. 181 ~ 360
 - 8-3 昭和29年, No. 361 ~ 529
 - 9-1 昭和30年, No. 1 ~ 120
 - 9-2 昭和30年, No. 121 ~ 251
- 以上, すべて**, †††

D 情報集

- 1-1 23・24年度情報集, 昭和23年, No. 1 ~ 11。昭和24年, No. 1 ~ 134
 - 2-1 24年度情報集, No. 1 ~ 134
 - 3-1 28年度情報集, No. 1 ~ 150
 - 3-2 28年度情報集, No. 150 ~ 311
 - 4-1 29年度情報集, No. 1 ~ 160
 - 5-1 30年度情報集, No. 1 ~ 69
- 以上, すべて**, †††

E 組織部関係資料

- 1-1 組織対策部資料, 昭和25年, 169頁
 - 2-1 組織対策部資料, 昭和26年, 358頁
 - 3-1 組織対策部資料, 昭和28年, 68頁
- 以上, すべて**, †††

F 資金関係資料

- 1-1 資金関係資料, 昭和25年, 227頁
 - 2-1 資金関係資料, 昭和26年, 180頁
 - 3-1 資金関係資料, 昭和27・28年, 217頁
- 以上, すべて**, †††

河西：『電産中央本部資料』について

G 経営民主化対策関係資料

- 1-1 経営民主化対策関係資料, 昭和24年, 106頁
 - 2-1 経営民主化対策関係資料, 昭和25年, 220頁
 - 3-1 経営民主化対策関係資料, 昭和26・28年, 170頁
 - 4-1 経営民主化対策関係資料, 昭和27年, 93頁
- 以上, すべて**, †††

H 中央労働委員会関係

- 1-1 中労委調停関係, 昭和21~25年, 323頁, *, **, †

I 法対部関係資料

- 1-1 法対部関係資料, 昭和27・28年, 246頁, *, **, †††
- 2-1 電産ストに関する法解釈についての懇談会速記録, 昭和26年1月27日, 97頁, *, †
- 2-2 電産ストに関する法解釈についての懇談会(第2回)速記録, 昭和27年3月2日, 114頁, *, †
- 3-1 身分不存在事件東京出張所尋問裁判, 野村平爾証言内容, 昭和26年6月3日, 75頁, *, 無
- 4-1 天龍川事件公判速記録(第1回), 昭和27年2月12日, 48頁, *, ††
- 4-2 天龍川事件公判速記録(第2回), 昭和27年4月26日, 237頁, *, ††
- 4-3 天龍川事件公判速記録(第3回), 昭和27年4月27日, 226頁, *, ††
- 4-4 天龍川事件公判速記録(第4回), 昭和27年5月8日, 158頁, *, ††
- 4-5 天龍川事件公判速記録(第5回), 昭和27年(月日不明), 223頁, *, ††
- 4-6 天龍川事件公判速記録(第6回), 昭和27年6月17日, 247頁, *, ††
- 4-7 天龍川事件公判速記録(第8回), 昭和27年(月日不明), 221頁, *, ††
- 4-8 天龍川事件公判速記録, 昭和27年4月26日, 103頁。4月27日, 127頁。5月6日, 81頁。5月7日, 72頁。5月8日, 68頁。6月16日, 94頁。6月17日, 102頁。7月11日, 98頁。7月14日, 72頁。
**, ††
- 4-9 天龍川事件関係資料, 昭和27年, 175頁, **, ***, ††
- 5-1 広島事件関係資料, 昭和26年, 293頁, *, **, ***, ††
- 5-2 広島事件書証綴(その1), 昭和27年, 158頁, **, ***, 無
- 5-3 広島事件関係資料, 昭和27年, 134頁, *, **, ***, †††
- 5-4 竹原隆士に対する公益事業令違反被告事件, 昭和27年, 78頁, **, †††
- 5-5 公益事業令違反事件に関する証人訊問速記録(1), 昭和27年10月13日, 288頁, *, ††
- 5-6 公益事業令違反事件に関する証人訊問速記録(2), 昭和27年10月14日, 307頁, *, ††
- 5-7 公益事業令違反事件に関する証人訊問速記録(3), 昭和27年10月15日, 162頁, *, ††
- 5-8 公益事業令違反事件に関する証人訊問速記録(4), 昭和27年10月17日, 355頁, *, ††
- 5-9 広島事件供述調書, 昭和27年, 829頁, *, ††
- 5-10 広島事件配布資料控簿, 昭和27年, 73頁, **, ††
- 5-11 広島事件高裁関係資料, 昭和28年11月, 86頁, **, 無
- 6-1 仮処分関係資料, 昭和26年, 173頁, *, **, ††
- 7-1 法廷闘争参考資料, 昭和27年, 136頁, *, **, ††
- 8-1 身分不存在訴訟事件(1), 昭和28年, 213頁, *, **, ††
- 8-2 身分不存在訴訟事件(2), 昭和28年, 238頁, **, ††
- 8-3 身分不存在訴訟事件(3), 昭和28年, 246頁, *, **, ††

- 9-1 京都・秋田支部裁判資料, 昭和28年, 24頁, **, ***, ††
- 10-1 大谷事件(東北地方新潟支部) 關係資料, 昭和28年, 219頁, **, ††
- 11-1 四国・九州地本裁判事件, 昭和28年, 195頁, **, ††
- 12-1 益田分会事件(違約金訴訟) 資料, 昭和28年, 305頁, *, ††
- 13-1 前田・萩分会不当労働行為事件資料, 昭和30年, 101頁, *, **, ††
- 14-1 中国地本・公職選挙法違反被疑事件, 昭和28年, 64頁, *, **, ††
- 15-1 広島分会不当労働行為事件, 昭和30年, 40頁, *, **, ††
- 16-1 中国地本・不当労働行為關係資料, 昭和30・31年, 101頁, *, **, ††
- 17-1 スト規制法延長反対闘争綴, 昭和31年, 24頁, *, **, ††
- 18-1 佐賀事件關係資料, 昭和32年, 139頁, **, †††
- 19-1 中国地本・時間外賃率低下反対闘争, 昭和33年, 47頁, *, **, ††
- 20-1 法廷闘争關係雜綴, 昭和23~29年, 133頁, *, **, ††

J 財政局關係資料

- 1-1 財政局關係資料, 昭和24年, 207頁, **, †††
- 2-1 財政局關係資料, 昭和25年, 154頁, **, ††
- 3-1 財政局關係資料, 昭和26年, 173頁, **, ††
- 4-1 財政局關係資料, 昭和27年・28年, 177頁, **, ††

K 機 関 紙

- 1-1 中央本部機関紙『電産』昭和25~33年 (No. 141~446)
 欠号—No. 142, 145, 146, 151, 157, 163, 183, 184, 185, 187, 190, 191, 192, 193, 196, 201,
 204, 218, 225, 231, 328, 331, 333, 334, 335, 370, 395, 401, 407, 408, 415, 417, 426,
 428。***, †††

L 対経営關係資料

- 1-1 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(1), 昭和21年10月7日,
 411頁, *, †
- 1-2 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(2), 昭和21年10月8日,
 339頁, *, †
- 1-3 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉・速記録(3), 昭和21年10月25日,
 218頁, *, †
- 1-4 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(4), 昭和21年10月26日,
 128頁, *, †
- 1-5 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(5), 昭和21年10月27日,
 179頁, *, †
- 1-6 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(6), 昭和21年10月28日,
 39頁, *, †
- 1-7 日発及九配電会社首脳団対日本電気産業労働組合協議会団体交渉会議・速記録(7), 昭和21年10月30日・
 31日, 88頁, *, †
- 2-1 電産争議調停委員会速記録(1), 昭和21年11月1日, 178頁, *, †
- 2-2 電産争議調停委員会記録(二), 昭和21年11月1日, 271頁, *, †

河西：『電産中央本部資料』について

- 2-3 電産争議調停委員会速記録(2), 昭和21年11月5日, 214頁, *, †
- 2-4 電産争議調停会議速記録, 昭和21年11月30日, 148頁, *, †
- 2-5 電産争議調停委員会速記録(3), 昭和22年9月3日, 59頁, *, †
- 3-1 労働協約斡旋案提示の際に於ける速記録, 昭和25年12月29日, 66頁, *, †
- 4-1 斡旋案申入書提示の際に於ける速記録, 昭和26年4月10日, 98頁, *, †
- 5-1 本格賃金・冬営手当・退職金に対する調停案, 昭和26年3月9日, 317頁, *, †
- 6-1 団体交渉記録抄, 昭和24年12月10日, 23頁, 15頁。昭和24年11月10日, 16頁。11月12日, 8頁。12月13日, 30頁。*, †
- 7-1 電経会議・回答申入書, 昭和25年, 196頁, **, ***, †
- 8-1 中央苦情処理委関係, 昭和26・27年, 137頁, **, ***, †
- 9-1 電経会議・回答書, 協定書, 昭和22~26年, 327頁, **, ***, †
- 10-1 労働協約(1), 昭和29年, 283頁, *, **, †
- 10-2 労働協約(2), 昭和29年, 179頁, **, ***, †
- 10-3 労働協約, 昭和30年, 191頁, **, ***, †
- 11-1 基本賃金協定書, 昭和30年, 101頁, **, **, ***, †

M 中央常任執行委員会関係資料

- 1-1 第1回中央闘争委員会議事録(全2冊の内, 第1冊), 昭和23年, 380頁。
- 1-2 第1回中央闘争委員会議事録(全2冊の内, 第2冊), 昭和23年, 412頁。
- 2-1 第2回中央執行委員会議事録(全1冊), 昭和23年7月1日~4日, 37頁。
- 3-1 第3回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第1冊), 昭和23年7月30日, 303頁。
- 3-2 第3回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第2冊), 昭和23年7月31日, 250頁。
- 3-3 第3回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第3冊), 昭和23年7月31日, 251頁。
- 4-1 第4回中央執行委員会議事録(全1冊), 昭和23年9月14日, 95頁。
- 5-1 第5回中央執行委員会議事録(全2冊の内, 第1冊), 昭和23年10月15日~21日, 117頁。
- 5-2 第5回中央執行委員会議事録(全2冊の内, 第2冊), 昭和23年10月17日, 117頁。
- 6-1 第9回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第1冊), 昭和24年1月27日~2月1日, 260頁。
- 6-2 第9回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第2冊), 昭和24年1月29日, 287頁。
- 6-3 第9回中央執行委員会議事録(全3冊の内, 第3冊), 昭和24年1月31日, 101頁。
- 7-1 第10回中央執行委員会議事録(全1冊), 昭和24年3月15日, 188頁。
- 8-1 中央常任執行委員会議事録(全1冊), 昭和23年, 265頁。
- 9-1 第4回中央執行委員会(全石炭と共同闘争の件, 闘争指令第14号に就て, 当面の闘争方針及強制調停に対する態度), 昭和23年, 123頁。
- 10-1 第2回中央執行委員会議事録(全1冊), 昭和24年, 97頁。
- 11-1 第3回中央執行委員会議事録(全1冊), 昭和24年, 177頁。
- 12-1 第4回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第1冊), 昭和24年10月28日, 124頁。
- 12-2 第4回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第2冊), 昭和24年10月29日, 115頁。
- 12-3 第4回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第3冊), 昭和24年10月29日, 272頁。
- 12-4 第4回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第4冊), 昭和24年10月30日, 122頁。
- 12-5 第4回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第5冊), 昭和24年10月30日, 223頁。
- 13-1 第5回中央執行委員会議事録(全2冊の内, 第1冊), 昭和24年12月8日, 210頁。
- 13-2 第5回中央執行委員会議事録(全2冊の内, 第2冊), 昭和24年12月9日, 327頁。
- 14-1 第6回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第1冊), 昭和24年度(昭和25年2月23日), 176頁。
- 14-2 第6回中央執行委員会議事録(全5冊の内, 第2冊), 昭和24年度(昭和25年2月24日), 268頁。

- 14-3 第6回中央執行委員会議事録 (全5冊の内, 第3冊), 昭和24年度 (昭和25年2月25日), 283頁。
- 14-4 第6回中央執行委員会議事録 (全5冊の内, 第4冊), 昭和24年度 (昭和25年2月26日), 366頁。
- 14-5 第6回中央執行委員会議事録 (全5冊の内, 第5冊), 昭和24年度 (昭和25年2月26~27日), 368頁。
- 15-1 第7回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和24年度 (昭和25年4月25日), 324頁。
- 15-2 第7回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和24年度 (昭和25年4月26日), 559頁。
- 15-3 第7回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和24年度 (昭和25年4月27日), 111頁。
- 16-1 第8回中央執行委員会議事録 (全1冊), 昭和24年度 (昭和25年5月27日), 453頁。
- 17-1 第10回中央執行委員会議事録 (全2冊の内, 第1冊), 昭和24年度 (昭和25年7月10日), 337頁。
- 17-2 第10回中央執行委員会議事録 (全2冊の内, 第2冊), 昭和24年度 (昭和25年7月11日), 150頁。
- 18-1 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第1冊), 昭和24年6月8日, 219頁。
- 18-2 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第2冊), 昭和24年7月2日, 211頁。
- 18-3 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第3冊), 昭和24年8月1日, 355頁。
- 18-4 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第4冊), 昭和24年9月2日, 265頁。
- 18-5 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第5冊), 昭和24年10月1日, 391頁。
- 18-6 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第6冊), 昭和24年11月1日, 328頁。
- 18-7 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第7冊), 昭和24年12月1日, 402頁。
- 18-8 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第8冊), 昭和25年1月9日, 346頁。
- 18-9 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第9冊), 昭和25年2月2日, 281頁。
- 18-10 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第10冊), 昭和24年度 (昭和25年3月8日), 141頁。
- 18-11 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第11冊), 昭和24年度 (昭和25年3月22日), 302頁。
- 18-12 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第12冊), 昭和24年度 (昭和25年4月1日), 468頁。
- 18-13 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第13冊), 昭和24年度 (昭和25年5月8日), 588頁。
- 18-14 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第14冊), 昭和24年度 (昭和25年6月7日), 250頁。
- 18-15 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第15冊), 昭和24年度 (昭和25年7月3日), 293頁。
- 18-16 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第16冊), 昭和24年度 (昭和25年8月7日), 254頁。
- 18-17 中央常任執行委員会議事録 (全17冊の内, 第17冊), 昭和24年度 (昭和25年9月29日), 186頁。
- 19-1 第1回中央執行委員会議事録 (全1冊), 昭和25年11月2日, 259頁。
- 20-1 第2回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和25年12月7日, 283頁。
- 20-2 第2回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和25年12月8日, 124頁。
- 20-3 第2回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和25年12月9日, 230頁。
- 21-1 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和25年度 (昭和26年1月8日), 255頁。
- 21-2 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和25年度 (昭和26年1月19日), 181頁。
- 21-3 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (昭和26年3月23日), 178頁。
- 22-1 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第1冊), 昭和25年度 (昭和26年1月20日), 195頁。
- 22-2 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第2冊), 昭和25年度 (昭和26年3月24日), 49頁。
- 22-3 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (昭和26年3月25日), 160頁。
- 22-4 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第4冊), 昭和25年度 (昭和26年3月26日), 271頁。
- 23-1 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和25年度 (月日不明), 232頁。
- 23-2 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (昭和26年5月17日), 162頁。
- 23-3 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (月日不明), 229頁。
- 24-1 第6回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第1冊), 昭和25年度 (昭和26年6月11日), 269頁。
- 24-2 第6回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第2冊), 昭和25年度 (昭和26年6月12日), 186頁。
- 24-3 第6回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (昭和26年6月13日), 273頁。
- 24-4 第6回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第4冊), 昭和25年度 (昭和26年6月14日), 135頁。
- 25-1 中央常任執行委員会議事録 (全5冊の内, 第1冊), 昭和25年11月13日, 178頁。

河西：『電産中央本部資料』について

- 25-2 中央常任執行委員会議事録 (全5冊の内, 第2冊), 昭和25年12月13日, 81頁
- 25-3 中央常任執行委員会議事録 (全5冊の内, 第3冊), 昭和25年度 (昭和26年1月10日), 304頁。
- 25-4 中央常任執行委員会議事録 (全5冊の内, 第4冊), 昭和25年度 (昭和26年2月2日), 166頁。
- 25-5 中央常任執行委員会議事録 (全5冊の内, 第5冊), 昭和25年度 (昭和26年3月3日), 65頁。
- 26-1 第1回中央執行委員会議事録 (全1冊), 昭和26年7月23日, 62頁。
- 27-1 第2回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第1冊), 昭和26年8月26日, 282頁。
- 27-2 第2回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第2冊), 昭和26年8月30日, 77頁。
- 27-3 第2回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第3冊), 昭和26年8月31日, 296頁。
- 27-4 第2回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第4冊), 昭和26年9月1日, 120頁。
- 28-1 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和26年10月10日, 212頁。
- 28-2 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和26年10月11日, 175頁。
- 28-3 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和26年11月12日, 226頁。
- 29-1 第4回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和26年12月20日, 280頁。
- 29-2 第4回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和26年12月21日, 214頁。
- 29-3 第4回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和26年12月21日, 233頁。
- 30-1 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和26年度 (昭和27年2月25日), 233頁。
- 30-2 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和26年度 (昭和27年2月25日), 346頁。
- 30-3 第5回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和26年度 (昭和27年2月27日), 311頁。
- 31-1 中央常任執行委員会打合会議事抄録, 昭和23・24年, 204頁。
- 31-2 中央常任執行委員会資料, 昭和24・25・26・27年, 297頁。
- 32-1 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第1冊), 昭和27年7月3日, 238頁。
- 32-2 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第2冊), 昭和27年7月4日, 338頁。
- 32-3 第3回中央執行委員会議事録 (全3冊の内, 第3冊), 昭和27年7月5日, 439頁。
- 33-1 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第1冊), 昭和27年9月4日, 253頁。
- 33-2 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第2冊), 昭和27年9月5日, 335頁。
- 33-3 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第3冊), 昭和27年9月6日, 270頁。
- 33-4 第4回中央執行委員会議事録 (全4冊の内, 第4冊), 昭和27年9月7日, 230頁。
- 34-1 第5回中央執行委員会議事録 (全2冊の内, 第1冊), 昭和27年11月25日, 326頁。
- 34-2 第5回中央執行委員会議事録 (全2冊の内, 第2冊), 昭和27年11月26日, 310頁。
- 35-1 第3回中央執行委員会議事録 (全1冊), 昭和28年7月14日, 126頁。
- 36-1 第4回中央執行委員会速記録 (大会延期の件), 昭和24年9月21日, 12頁。
- 37-1 第5回拡大中央執行委員会議事録抄, 昭和24年12月9日, 91頁。
- 37-2 第5回中央執行委員会 (全4冊の内, 第1冊), (年月日不明), 66頁。
- 37-3 第5回中央執行委員会 (全4冊の内, 第2冊), 昭和 (不明) 年10月18日, 157頁。

以上, すべて*, †

N 雑

- 1-1 第1回代表代議員会 (長岡大会) 議事速記録, 昭和22年8月19日, 266頁, *, †
- 2-1 産別民主化同盟に就ての討論会速記録, 昭和23年2月19日, 249頁, *, †
- 3-1 奈良大会に於ける代議員要講書, 昭和28年, 25頁, *, †
- 4-1 書記局退職者資料, 昭和28年, 178頁, *, †
- 5-1 労働組合登記書類, 昭和28年, 93頁, *, ***, †
- 6-1 中央委員履歴書, 昭和25~31年, 77頁, *, ***, †

- 7-1 書記局レッド・ページ関係資料, 昭和26年, 70頁, *, **, ****, ††
- 8-1 発信文書綴, 昭和27-33年, 788頁, *, **, ****, ††

[了]